

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第86期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古河 直純
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間	第85期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	161,666	201,683	58,962	66,665	225,878
経常利益(百万円)	3,469	24,983	5,450	7,829	9,448
四半期(当期)純利益(百万円)	1,452	13,693	2,852	4,579	5,020
純資産額(百万円)	-	-	102,317	115,079	108,072
総資産額(百万円)	-	-	301,767	296,333	281,053
1株当たり純資産額(円)	-	-	418.29	481.41	443.19
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6.15	58.83	12.08	19.81	21.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	6.14	58.75	12.06	19.78	21.24
自己資本比率(%)	-	-	32.7	37.5	37.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	30,425	40,625	-	-	42,956
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,363	6,214	-	-	12,346
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	18,352	27,531	-	-	28,884
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	6,909	13,448	6,912
従業員数(人)	-	-	2,831	2,852	2,815
(外、平均臨時雇用人員)	-	-	(499)	(505)	(464)

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,852	(505)
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,607	(286)
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エラストマー素材	31,466	17.5
高機能材料	11,829	33.0
その他	1,259	6.4

(注) 1. 消費税等は含んでおりません。

2. 連結会社間およびセグメント間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することが困難なため、概算値で表示しております。

3. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しておりますが、セグメント区分の変更がないため、前年同期における事業の種類別セグメント情報との比較数値を記載しております。

(2) 受注状況

特記すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エラストマー素材	42,972	16.4
高機能材料	11,459	3.5
その他	12,234	20.3
合計	66,665	13.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 消費税等は含んでおりません。

3. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しておりますが、セグメント区分の変更がないため、前年同期における事業の種類別セグメント情報との比較数値を記載しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、中国・アジア需要の好調、政府の経済対策の効果等により引き続き回復基調で推移いたしましたが、回復のペースには鈍化傾向が見られました。

石油化学業界におきましても、中国をはじめとする新興国市場向け輸出が堅調に推移した一方、円高の進行や原油、ナフサ等の原料価格の上昇傾向が継続し、依然予断を許さない状況が続いております。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「Z 運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては販売価格の改定、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の経営成績は、売上高666億65百万円（前年同期比13.1%増）、営業利益80億6百万円（前年同期比54.8%増）、経常利益78億29百万円（前年同期比43.7%増）、四半期純利益45億79百万円（前年同期比60.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

(エラストマー素材事業部門)

合成ゴムの国内販売は、エコカー補助金終了に伴い自動車の販売数量は減少しましたが、タイヤ生産量は直前四半期の水準を維持しており、自動車関連部品顧客のアジア向け輸出の好調等もあり、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出につきましては、中国を中心とするアジア向け輸出が好調に推移しましたが一部出荷調整を行ったため、販売数量は前年同期を下回りました。売上高については、円高の進行に伴う影響はあったものの、市況の回復に伴う価格改定を行ったこと等により前年同期を上回りました。海外子会社は、世界経済の回復を受け米国子会社は販売数量、売上高とも前年同期を上回り、英国子会社の売上高も前年同期を上回りました。この結果、合成ゴム全体では、売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

合成ラテックスの国内販売は、製紙用途向けの販売が不調であったため販売数量は前年同期を下回りましたが、手袋用途および一般工業用途向けが好調であったため、売上高は前年同期を上回りました。輸出につきましては、樹脂改質用途向けの減少により数量では前年同期を下回りましたが、手袋用途の好調等により売上高では前年同期を上回る結果となりました。この結果、合成ラテックス全体では、売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

化成品の国内販売は、需要の回復により販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出につきましても、需要回復に加え競合メーカーによる生産調整に伴い引合いが増え、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。タイの石油樹脂子会社は、国内の道路需要回復に加え、輸出需要の回復により、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。この結果、化成品全体では、売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は432億62百万円（前年同期比16.5%増）、営業利益は70億93百万円（前年同期比64.5%増）となりました。

(高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、光学レンズ用途向け樹脂が引き続き輸出向けを中心に好調であったことから、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。高機能部材関連では、販売数量は前年同期を上回りましたが、販売単価の下落により売上高は前年同期を下回りました。この結果、高機能樹脂および部材全体では売上高は前年同期を下回りましたが、営業利益は前年同期を上回りました。

情報材料関連では、トナーおよびエッチング用ガスは販売数量、売上高とも前年同期を上回りましたが、電池材料は、販売数量は前年同期を上回ったものの、売上高は前年同期を下回りました。この結果、情報材料全体では、売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

化学品関連では、合成香料は需要は引き続き高水準を維持しており販売数量は前年同期を上回りましたが、円高の影響で売上高は前年同期を下回りました。特殊化学品は、円高の影響を受け販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。この結果、化学品全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は114億59百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益は7億49百万円（前年同期比13.8%減）となりました。

(その他の事業部門)

その他の事業においては、子会社の商事部門の売上高が前年同期を上回りました。

この結果、その他の事業部門全体の売上高は、122億72百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は、1億50百万円（前年同期は23百万円の営業損失）となりました。

（注）第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、セグメント区分の変更がないため、前年同期における事業の種類別セグメント情報との比較数値を記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期連結会計期間末に比べ65億39百万円増加（前年同期比94.6%増）し、134億48百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は150億53百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ27億60百万円の増加（前年同期比22.5%増）となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益が増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は17億15百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ18億93百万円の資金支出の減少（前年同期比52.5%減）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は119億95百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ52億75百万円の資金支出の増加（前年同期比78.5%増）となりました。これは主として、有利子負債の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が対処すべき課題について重要な変更はありません。

当年度は当社グループの中期経営3ヵ年計画『IZ-60（イノベーションゼオン60）』の最終年度に当たるため、中長期の展望を踏まえ平成23年度からスタートする新中期経営計画の策定を進めております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも無いとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様にとって価値のある製品、ひいては市場競争力の高い製品を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」というゼオンの企業風土を理解し、具現化している多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する顧客・取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、「社会の公器」としての企業の社会的責任（CSR）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われれます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留生成技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分およびC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の価値ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様にとって価値のある製品、ひいては市場競争力の高い製品を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は研究拠点の整備・拡充、高機能材料事業への重点配分を旨とした研究開発費の投入など、スピードと成功確率の向上を意識した研究開発体制の構築を進めるとともに、「経営戦略と研究開発戦略の一致」を目的とした対話活動の充実を進めることを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、ひいてはお客様の価値を創造する製品の上市による社会貢献に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」というゼオンの企業風土を理解し、具現化している多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても従業員との間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、「社会の公器」としての企業の社会的責任（CSR）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は「社会から信頼され、社員もゼオンに働く誇りを感じる会社」をCSR戦略として掲げ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。当社は本対応方針を、平成20年5月20日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.zeon.co.jp/ir/news/20080520-1.pdf>

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の導入に関する承認議案を平成20年6月27日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その導入についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は23億50百万円であります。

なお当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、134億48百万円となりました。詳細につきましては、上記(2)キャッシュ・フローの状況をご参照願います。

財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金など必要な資金需要に対応するため、内部資金、金融機関からの借入および資本市場からの資金調達などにより、必要資金を確保しております。

当社グループの継続と発展のために今後必要となる運転資金および設備投資資金などの資金は、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、およびコマーシャル・ペーパーの発行に加え、必要に応じてコミットメントラインの借入未実行枠や社債など資本市場からの資金調達を組み合わせることにより、調達することが可能であると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、当社高岡工場における高機能ケミカル関連製品製造設備の新設につきましては、平成23年1月に完了しました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	242,075,556	242,075,556	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	242,075,556	242,075,556	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年7月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月16日 至平成48年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,314.02 資本組入額 657.01
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

平成19年7月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月16日 至平成49年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,154.0 資本組入額 577.0
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

平成20年7月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月12日 至平成50年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 422.0 資本組入額 211.0
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

平成21年7月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	104
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月13日 至平成51年8月12日

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 424.0 資本組入額 212.0
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

平成22年6月29日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月15日 至 平成52年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 553.0 資本組入額 276.5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

- (注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めのないものとする。

その他の新株予約権の行使の

条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日 ~ 平成22年12月31日		242,075		24,211		18,336

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年11月30日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年11月22日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、その内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	505	0.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	5,762	2.38
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,442	0.60
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	256	0.11

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直近の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,958,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 230,905,000	230,905	-
単元未満株式	普通株式 212,556	-	-
発行済株式総数	242,075,556	-	-
総株主の議決権	-	230,905	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	10,958,000	-	10,958,000	4.53
計	-	10,958,000	-	10,958,000	4.53

(注)当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)の自己株式数は、10,961,920株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	576	581	594	637	666	704	736	747	709
最低(円)	493	494	512	500	547	578	662	650	664

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 執行役員	経営企画担当、人事・総務担当、経営企画統括部門長、経営企画部長、特別プロジェクト担当	取締役 執行役員	経営企画担当、人事・総務担当、経営企画統括部門長、経営企画部長	平川 宏之	平成23年1月1日
取締役 執行役員	経営企画担当、人事・総務担当、経営企画統括部門長、経営企画部長、機能性材料事業部長	取締役 執行役員	機能性材料事業部長、高機能技術2部長、新事業開発部長	田中 公章	平成23年2月1日
取締役 執行役員	高機能樹脂・部材事業部長、新事業開発部長	取締役 執行役員	高機能樹脂・部材事業部長	大島 正義	平成23年2月1日
取締役 執行役員	特別プロジェクト担当	取締役 執行役員	経営企画担当、人事・総務担当、経営企画統括部門長、経営企画部長、特別プロジェクト担当	平川 宏之	平成23年2月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,507	7,378
受取手形及び売掛金	67,839	61,540
商品及び製品	31,759	28,762
仕掛品	3,557	2,322
原材料及び貯蔵品	8,242	7,253
未収入金	25,637	19,319
繰延税金資産	3,756	3,499
その他	3,888	1,631
貸倒引当金	56	71
流動資産合計	158,129	131,632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	33,645	34,028
機械装置及び運搬具(純額)	40,455	49,098
土地	13,788	13,932
建設仮勘定	9,394	8,863
その他(純額)	2,183	2,452
有形固定資産合計	99,466	108,373
無形固定資産		
のれん	626	839
その他	3,361	3,288
無形固定資産合計	3,987	4,127
投資その他の資産		
投資有価証券	29,137	31,135
繰延税金資産	1,756	1,486
その他	4,246	4,716
貸倒引当金	389	416
投資その他の資産合計	34,750	36,920
固定資産合計	138,203	149,421
資産合計	296,333	281,053

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,757	48,349
短期借入金	18,821	23,128
コマーシャル・ペーパー	-	5,999
1年内償還予定の社債	-	10,000
未払法人税等	7,079	726
賞与引当金	258	1,029
修繕引当金	3,297	-
その他の引当金	15	1,126
その他	14,657	11,773
流動負債合計	112,885	102,131
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	44,238	46,571
繰延税金負債	613	629
退職給付引当金	10,066	10,682
環境対策引当金	844	844
その他の引当金	342	626
その他	2,265	1,498
固定負債合計	68,368	70,850
負債合計	181,253	172,981
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,211	24,211
資本剰余金	18,374	18,374
利益剰余金	82,666	70,963
自己株式	8,145	5,371
株主資本合計	117,106	108,177
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,830	3,482
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	7,422	5,632
年金負債調整額	1,254	1,378
評価・換算差額等合計	5,846	3,529
新株予約権	221	185
少数株主持分	3,598	3,239
純資産合計	115,079	108,072
負債純資産合計	296,333	281,053

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	161,666	201,683
売上原価	128,340	143,453
売上総利益	33,325	58,229
販売費及び一般管理費	29,869	31,443
営業利益	3,456	26,786
営業外収益		
受取利息	67	56
受取配当金	551	615
負ののれん償却額	66	-
持分法による投資利益	13	-
為替差益	25	-
補助金収入	260	-
雑収入	487	551
営業外収益合計	1,468	1,222
営業外費用		
支払利息	973	876
為替差損	-	1,879
休止固定資産減価償却費	280	-
雑損失	202	270
営業外費用合計	1,456	3,025
経常利益	3,469	24,983
特別利益		
固定資産売却益	-	33
投資有価証券売却益	219	-
貸倒引当金戻入額	-	17
その他	21	3
特別利益合計	240	53
特別損失		
固定資産処分損	94	1,000
環境対策引当金繰入額	319	-
減損損失	466	-
投資有価証券評価損	-	1,291
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	651
その他	229	214
特別損失合計	1,107	3,157
税金等調整前四半期純利益	2,601	21,879
法人税等	1,058	7,753
少数株主損益調整前四半期純利益	-	14,127
少数株主利益	91	434
四半期純利益	1,452	13,693

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	58,962	66,665
売上原価	43,594	48,137
売上総利益	15,368	18,528
販売費及び一般管理費	10,196	10,522
営業利益	5,173	8,006
営業外収益		
受取利息	21	20
受取配当金	208	232
負ののれん償却額	22	-
為替差益	277	-
補助金収入	41	-
雑収入	135	112
営業外収益合計	703	363
営業外費用		
支払利息	325	281
為替差損	-	186
休止固定資産減価償却費	31	-
雑損失	71	73
営業外費用合計	426	540
経常利益	5,450	7,829
特別利益		
固定資産売却益	-	4
投資有価証券売却益	1	2
貸倒引当金戻入額	-	3
関係会社清算益	2	-
その他	3	0
特別利益合計	6	9
特別損失		
固定資産処分損	15	20
環境対策引当金繰入額	319	-
減損損失	224	194
投資有価証券評価損	-	202
工場閉鎖損失	180	-
その他	10	5
特別損失合計	747	422
税金等調整前四半期純利益	4,709	7,416
法人税等	1,761	2,648
少数株主損益調整前四半期純利益	-	4,767
少数株主利益	96	189
四半期純利益	2,852	4,579

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,601	21,879
減価償却費	15,634	15,470
賞与引当金の増減額(は減少)	1,180	758
修繕引当金の増減額(は減少)	984	2,188
退職給付引当金の増減額(は減少)	602	396
受取利息及び受取配当金	617	671
支払利息	973	876
固定資産処分損益(は益)	-	1,000
投資有価証券評価損益(は益)	-	1,291
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	651
売上債権の増減額(は増加)	16,139	7,754
たな卸資産の増減額(は増加)	13,714	5,814
仕入債務の増減額(は減少)	28,140	21,776
その他	15,767	8,251
小計	27,741	41,487
利息及び配当金の受取額	588	832
利息の支払額	1,049	945
補助金の受取額	625	536
法人税等の支払額	627	1,508
法人税等の還付額	3,147	223
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,425	40,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,414	5,614
無形固定資産の取得による支出	448	715
その他	499	114
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,363	6,214
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,171	4,427
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	14,990	5,999
長期借入れによる収入	15,000	-
長期借入金の返済による支出	10,393	1,950
社債の償還による支出	-	10,000
自己株式の取得による支出	-	2,775
配当金の支払額	709	2,326
少数株主への配当金の支払額	63	9
その他	25	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,352	27,531
現金及び現金同等物に係る換算差額	60	468
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,770	6,412
現金及び現金同等物の期首残高	5,008	6,912
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	70	124
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	61	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,909	13,448

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において非連結子会社でありました瑞翁化工(上海)有限公司は重要性が増大したことにより、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、前連結会計年度において連結子会社でありましたゼオン・イタリア社は、連結子会社であるゼオン・ヨーロッパ社と合併したことにより、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 23社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ4百万円、税金等調整前四半期純利益は655百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>(1) 「負ののれん償却額」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。金額は36百万円であります。</p> <p>(2) 「補助金収入」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。金額は149百万円であります。</p> <p>(3) 「休止固定資産減価償却費」は、当第3四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。金額は111百万円であります。</p> <p>(4) 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は2百万円であります。</p> <p>(5) 「投資有価証券売却益」は、特別利益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間から特別利益の「その他」に含めて表示しております。金額は2百万円であります。</p> <p>(6) 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は2百万円であります。</p> <p>(7) 「減損損失」は、特別損失総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間から特別損失の「その他」に含めて表示しております。金額は194百万円であります。</p> <p>(8) 前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は17百万円であります。</p> <p>(9) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>	

当第3四半期連結累計期間
 (自平成22年4月1日
 至平成22年12月31日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1) 前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産処分損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「固定資産処分損益(は益)」は94百万円であります。
- (2) 前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損益(は益)」は17百万円であります。
- (3) 前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」は1百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
 (自平成22年10月1日
 至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

- (1) 「負ののれん償却額」は、当第3四半期連結会計期間における金額的重要性が無いため営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。金額は23百万円であります。
- (2) 「補助金収入」は、当第3四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しくなったため営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。金額は1百万円であります。
- (3) 「休止固定資産減価償却費」は、当第3四半期連結会計期間における金額的重要性が無いため営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。金額は35百万円であります。
- (4) 前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は1百万円であります。
- (5) 前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は1百万円であります。
- (6) 前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は1百万円であります。
- (7) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法により算定しております。
2. 原価差異の配賦方法	原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しましては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況について、著しい変化がないと認められる場合は、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により、また、著しい変化が認められた場合は、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。
2. 原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度等により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産（その他）および流動負債（その他）として繰り延べております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 224,942百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 216,150百万円
2.偶発債務	2.偶発債務
保証債務	保証債務
連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証	連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証
(株)TFC 1,650百万円	(株)TFC 1,760百万円
従業員 345	従業員 380
その他3社 65	その他5社 115
2,059百万円	2,255百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃諸掛 4,745百万円	運賃諸掛 6,074百万円
従業員給料手当 6,016	従業員給料手当 6,125
賞与引当金繰入額 75	賞与引当金繰入額 264
退職給付引当金繰入額 655	退職給付引当金繰入額 457
研究開発費 6,595	研究開発費 6,959

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃諸掛 1,781百万円	運賃諸掛 1,913百万円
従業員給料手当 1,916	従業員給料手当 2,010
賞与引当金繰入額 59	賞与引当金繰入額 141
退職給付引当金繰入額 210	退職給付引当金繰入額 148
研究開発費 2,214	研究開発費 2,350

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 7,275	現金及び預金勘定 13,507
預入期間が3か月を超える定期預 金 365	預入期間が3か月を超える定期預 金 59
現金及び現金同等物 6,909	現金及び現金同等物 13,448

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 242,075千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 10,961千株
3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権 221百万円(親会社221百万円)
4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,417	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月9日 取締役会	普通株式	924	4	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	エラストマー素材事業 (百万円)	高機能材料事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	36,920	11,875	10,167	58,962	-	58,962
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	216	-	63	279	(279)	-
計	37,135	11,875	10,230	59,241	(279)	58,962
営業利益(営業損失)	4,312	869	23	5,158	15	5,173

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	エラストマー素材事業 (百万円)	高機能材料事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	97,210	34,320	30,136	161,666	-	161,666
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	682	-	414	1,095	(1,095)	-
計	97,891	34,320	30,550	162,761	(1,095)	161,666
営業利益(営業損失)	3,638	227	408	3,457	(1)	3,456

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要製品

(1) 事業区分の方法

経営管理上採用している区分によっております。

(2) 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
エラストマー素材事業	合成ゴム、合成ラテックス、化成品(C 5 石油樹脂、熱可塑性エラストマー等)
高機能材料事業	化学品(合成香料、有機合成薬品等)、情報材料(電子材料、トナー関連製品等)、高機能樹脂(シクロオレフィンポリマー樹脂、シクロオレフィンポリマー成型品)
その他の事業	R I M 配合液、R I M 成形品、医療器材、ブタジエン抽出技術等、塩ビコンパウンド、包装物流資材、住宅資材、その他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	47,044	3,758	3,449	4,711	58,962	-	58,962
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	7,523	1,695	165	440	9,823	(9,823)	-
計	54,567	5,453	3,614	5,152	68,785	(9,823)	58,962
営業利益（営業損失）	4,871	118	40	229	5,258	(85)	5,173

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	129,869	10,302	9,035	12,460	161,666	-	161,666
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	18,467	3,658	400	1,357	23,883	(23,883)	-
計	148,337	13,960	9,435	13,817	185,549	(23,883)	161,666
営業利益（営業損失）	4,203	1,352	121	389	3,119	338	3,456

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1)北米.....アメリカ
- (2)ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、イタリア
- (3)アジア.....タイ、シンガポール、韓国、中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	4,748	5,383	15,408	551	26,089
連結売上高（百万円）					58,962
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.1	9.1	26.1	0.9	44.2

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	13,895	14,189	41,906	1,456	71,446
連結売上高（百万円）					161,666
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	8.6	8.8	25.9	0.9	44.2

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1)北米.....アメリカ、カナダ、メキシコ
- (2)ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、イタリア
- (3)アジア.....中国、韓国、タイ、マレーシア、台湾
- (4)その他の地域.....ブラジル、オーストラリア

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、本社に製商品別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う製商品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製商品別のセグメントから構成されており、「エラストマー素材事業」及び「高機能材料事業」の2つを報告セグメントとしております。

「エラストマー素材事業」は、合成ゴム、合成ラテックス及び化成品等を生産、販売しております。「高機能材料事業」は、高機能樹脂、高機能部材、情報材料及び化学品等を生産、販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

	報告セグメント			その他 (百万円) (注1)	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (百万円) (注3)
	エラストマー 素材事業 (百万円)	高機能材料 事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	128,078	38,342	166,420	35,263	201,683	-	201,683
セグメント間の内部売上高又は振替高	841	-	841	104	945	945	-
計	128,919	38,342	167,261	35,367	202,628	945	201,683
セグメント利益	21,026	5,271	26,298	425	26,723	63	26,786

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

	報告セグメント			その他 (百万円) (注1)	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (百万円) (注3)
	エラストマー 素材事業 (百万円)	高機能材料 事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	42,972	11,459	54,431	12,234	66,665	-	66,665
セグメント間の内部売上高又は振替高	290	-	290	37	328	328	-
計	43,262	11,459	54,721	12,272	66,993	328	66,665
セグメント利益	7,093	749	7,842	150	7,993	13	8,006

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設・住宅部材等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	481.41円	1株当たり純資産額	443.19円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.15円	1株当たり四半期純利益金額	58.83円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6.14円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	58.75円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,452	13,693
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,452	13,693
期中平均株式数(千株)	236,100	232,739
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	242	327
(内、ストックオプション)(千株)	(242)	(327)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	12.08円	1株当たり四半期純利益金額	19.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	12.06円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	19.78円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,852	4,579
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,852	4,579
期中平均株式数(千株)	236,126	231,115
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	270	363
(内、ストックオプション)(千株)	(270)	(363)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....924百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月7日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。